

精華町上水道事業の 計画と経営状況

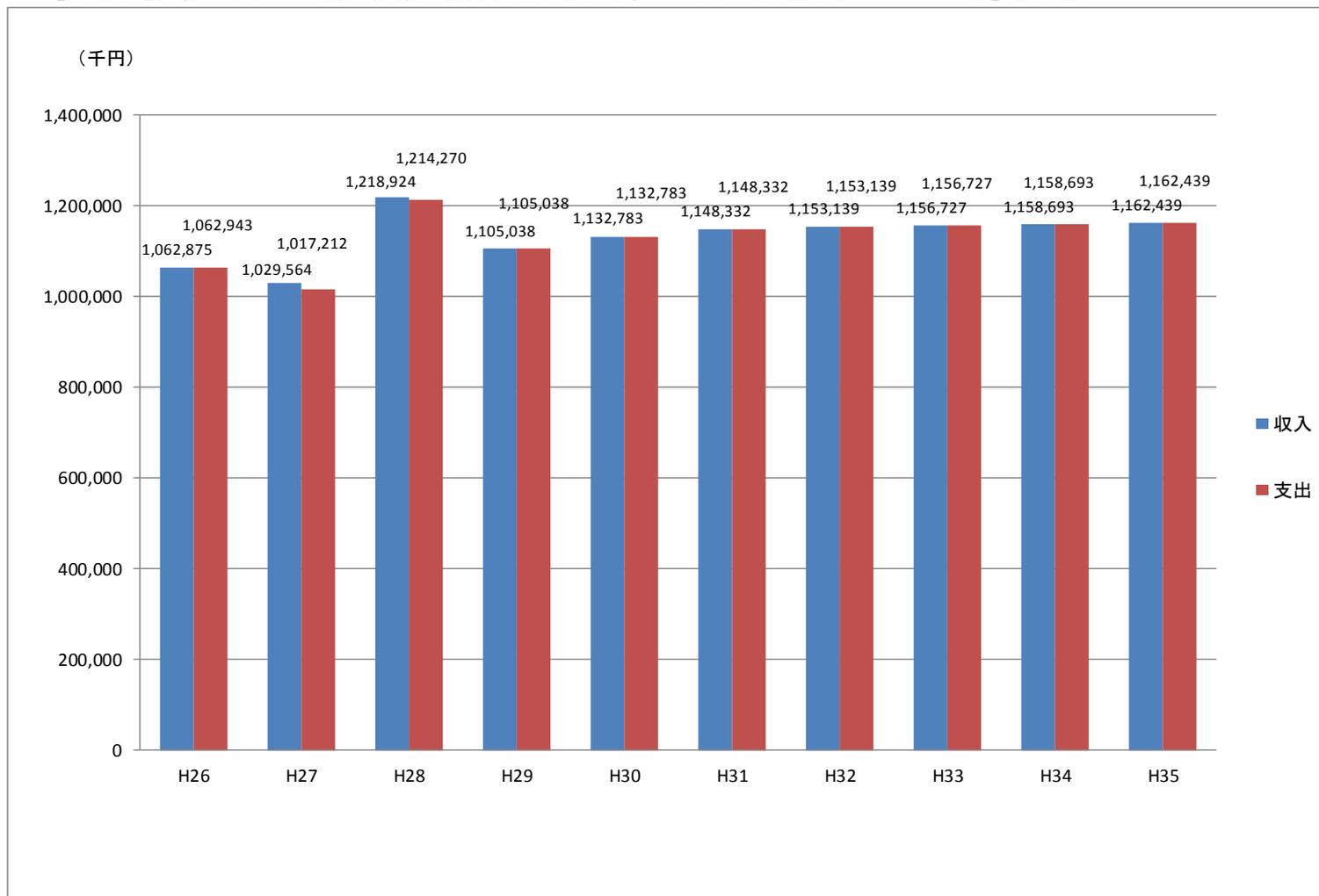
目次

1. 財政収支の現状見通し	P 1
2. 収益的収支の現状の見通し	P 3
3. 資本的収支の現状見通し	P 5
4. 基金残高の推移	P 7
5. 給水原価と供給単価の推移	P 8
6. 京都府営水道受水費の動向	P 9
7. 給水人口及び有収水量予測	P 1 0
8. 京都府下の上水道料金一覧	P 1 1
9. 上水道料金について	P 1 2
1 0. 上水道料金の基本原則	P 1 3

1 1.	上水道料金算定の流れ	P 1 4
1 2.	上水道料金算定期間の設定	P 1 5
1 3.	上水道料金水準の検討	P 1 6
1 4.	上水道料金体系の現状	P 1 7

財政収支の現状見通し ①

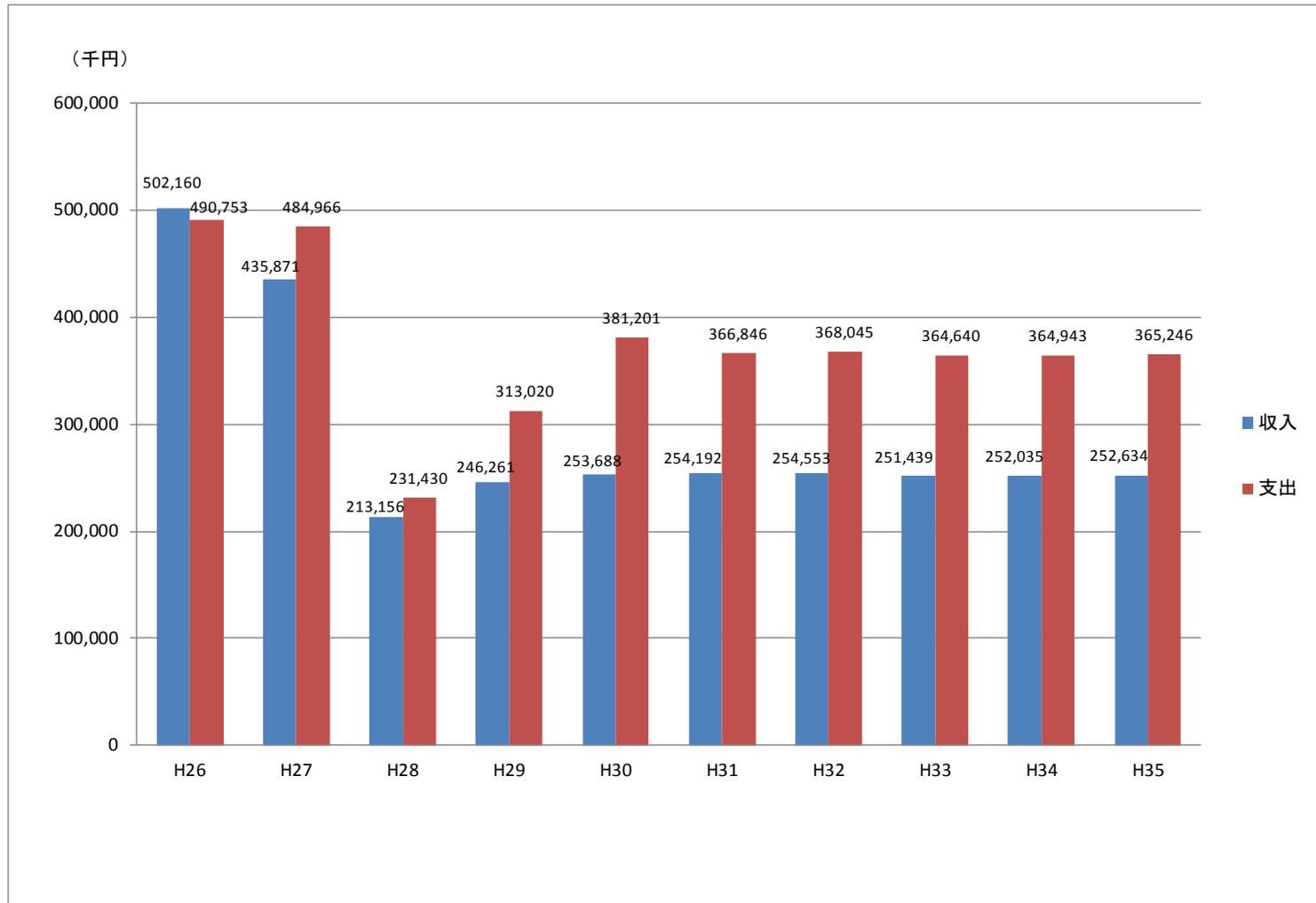
収益的収支【水道水を供給するための施設・設備の維持管理など水道事業の活動で発生する収入及び支出】(税込額)



* 平成26～28年度は決算額、平成29年度は予算額、平成30年度以降は見込額

財政収支の現状見通し ②

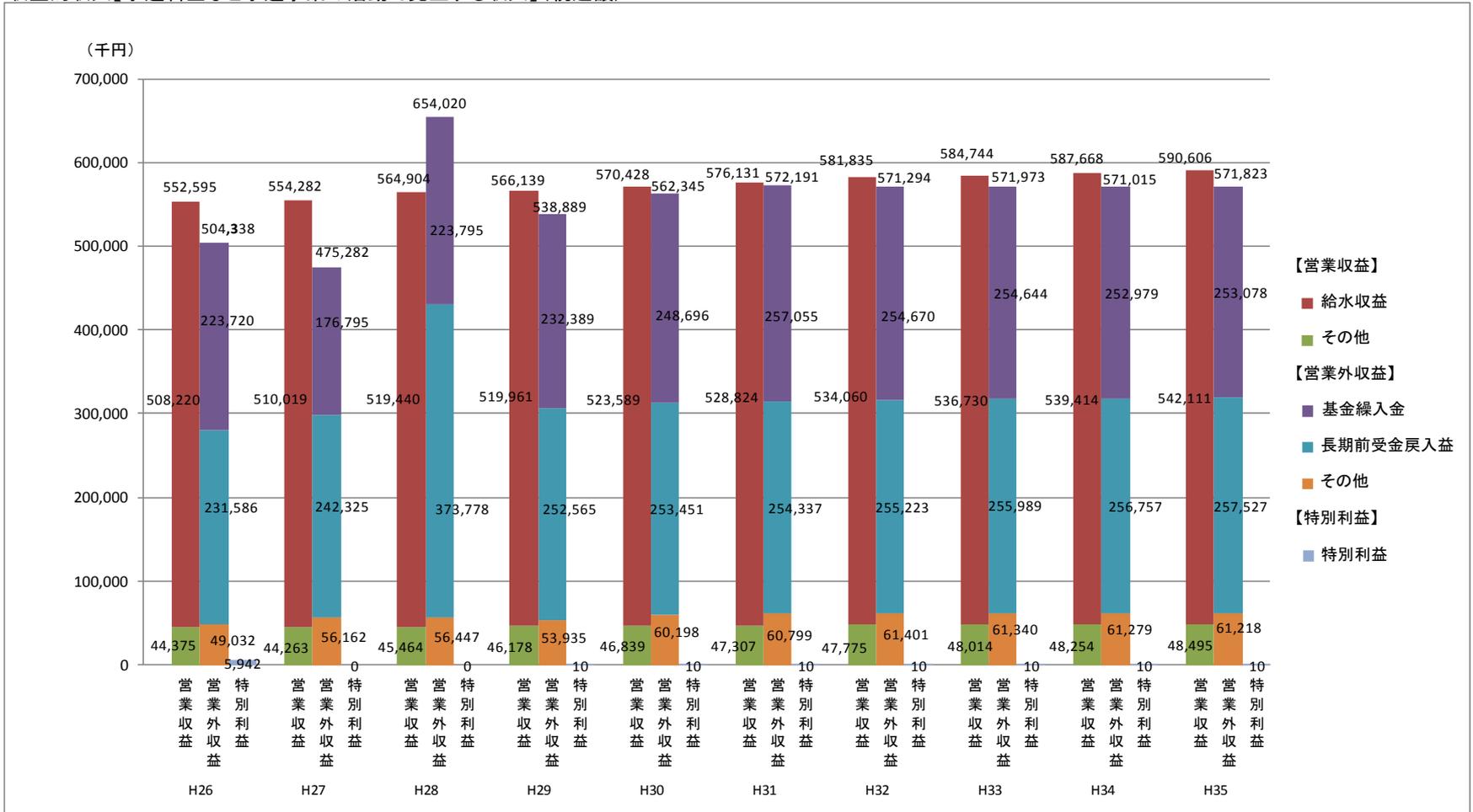
資本的収支【水道管の布設や施設等の改良、固定資産の購入など投資活動で発生する収入及び支出】(税込額)



* 平成26～28年度は決算額、平成29年度は予算額、平成30年度以降は見込額

収益的収支の現状見通し ①

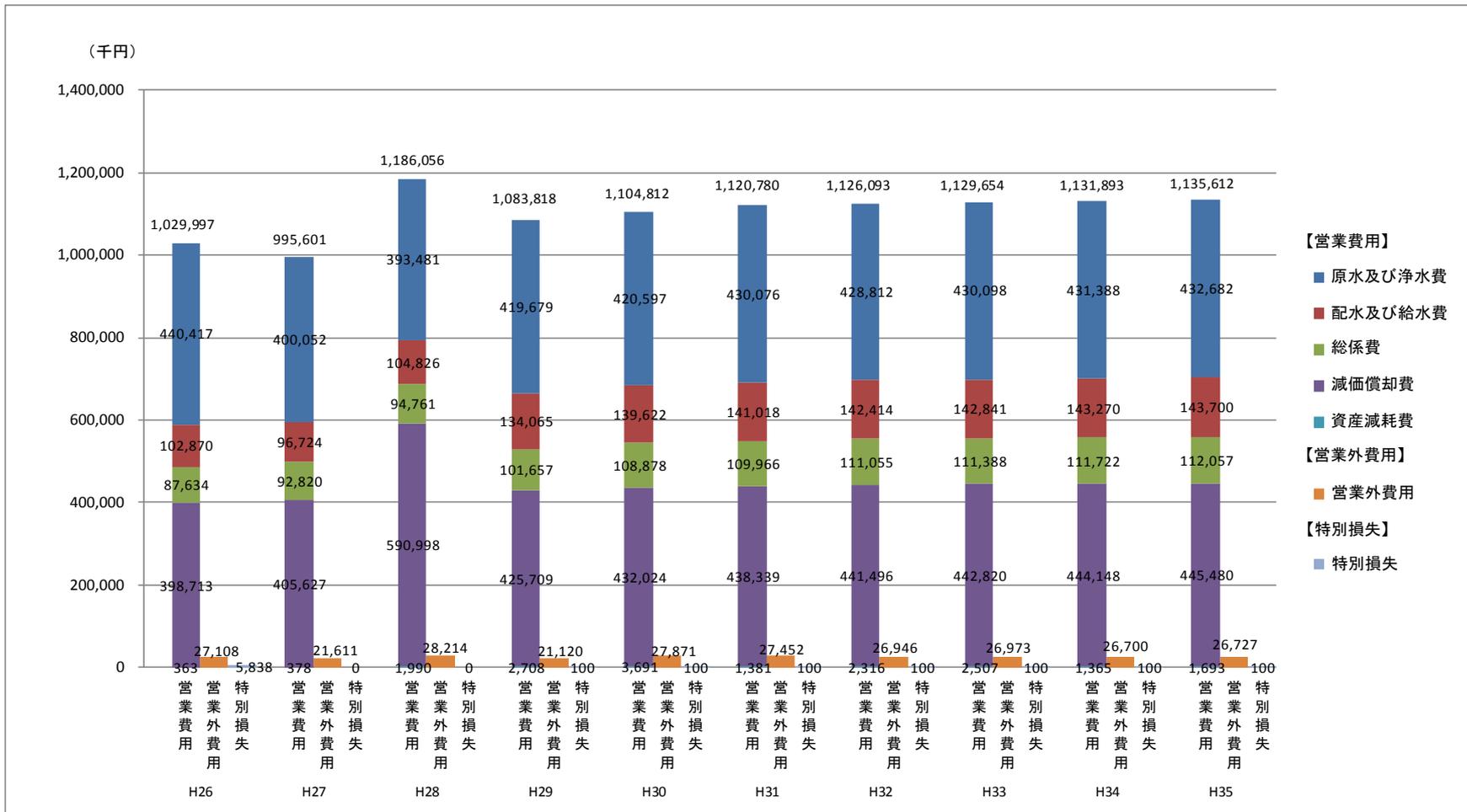
収益的収入【水道料金など水道事業の活動で発生する収入】(税込額)



* 平成26～28年度は決算額、平成29年度は予算額、平成30年度以降は見込額

収益的収支の現状見通し ②

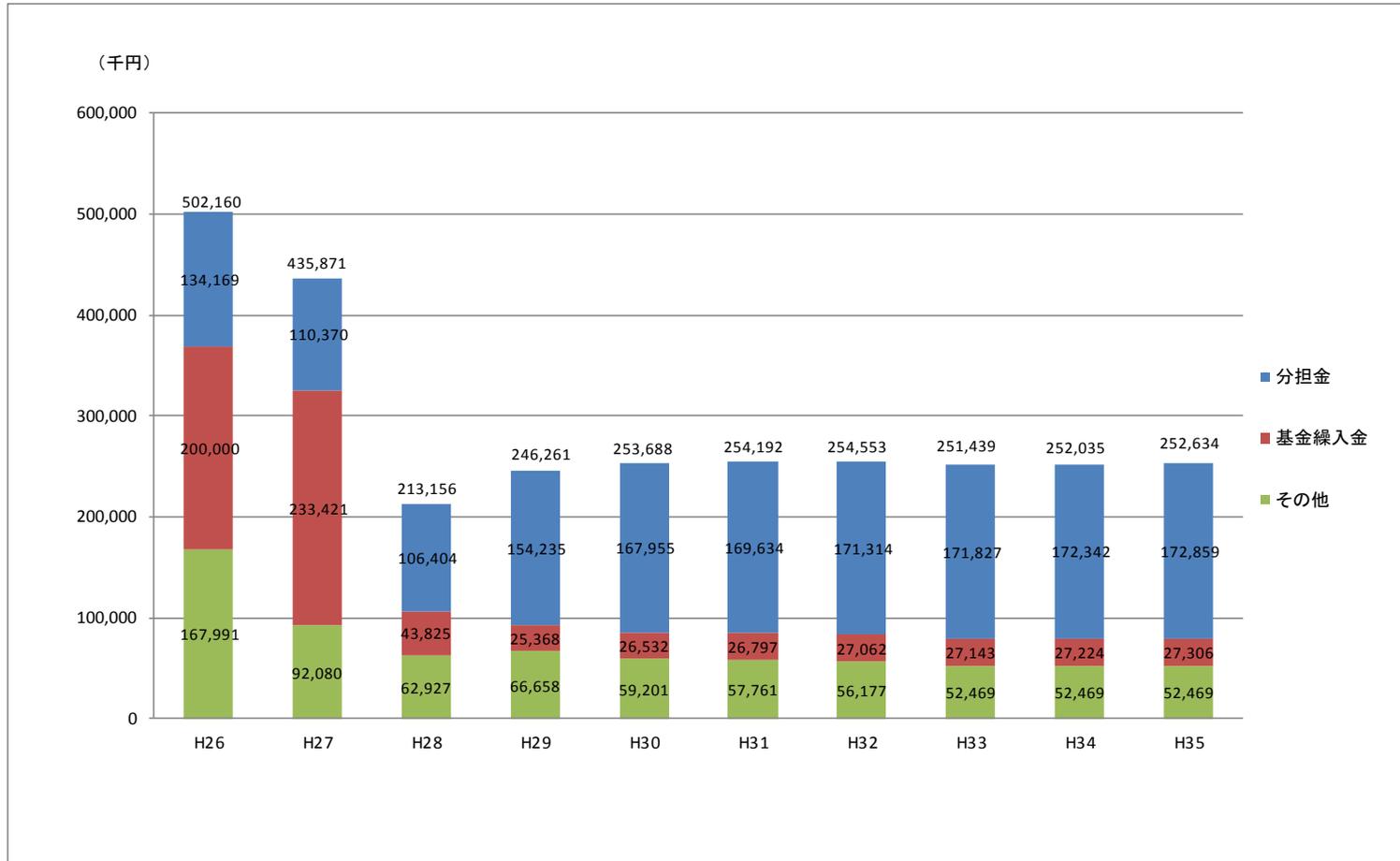
収益的支出【水道水を供給するための施設・設備の維持管理など水道事業の活動で発生する支出】(税込額)



* 平成26～28年度は決算額、平成29年度は予算額、平成30年度以降は見込額

資本的収支の現状見通し ①

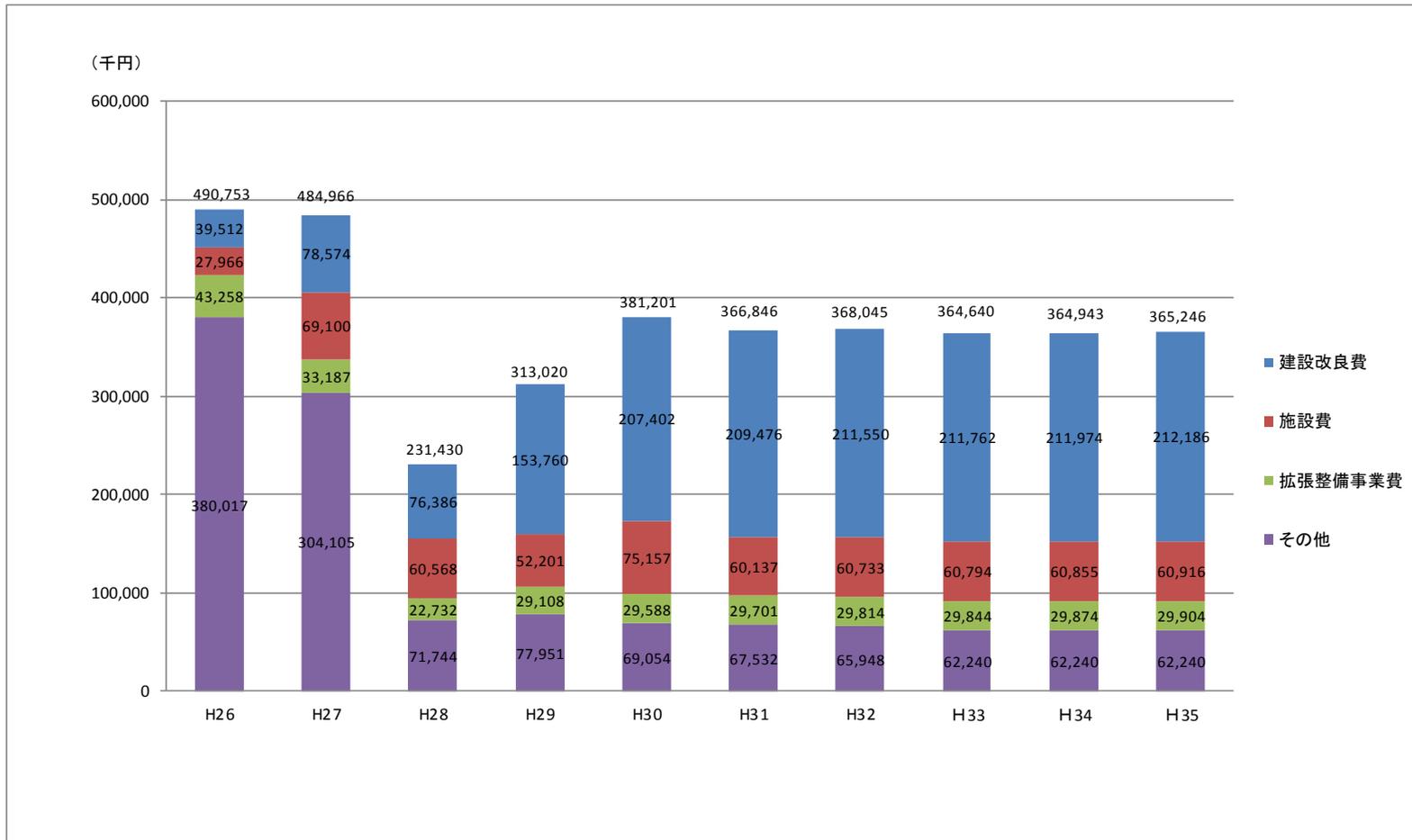
資本的収入【水道管の布設や施設等の改良などにかかる分担金収入など投資活動で発生する収入】(税込額)



* 平成26～28年度は決算額、平成29年度は予算額、平成30年度以降は見込額

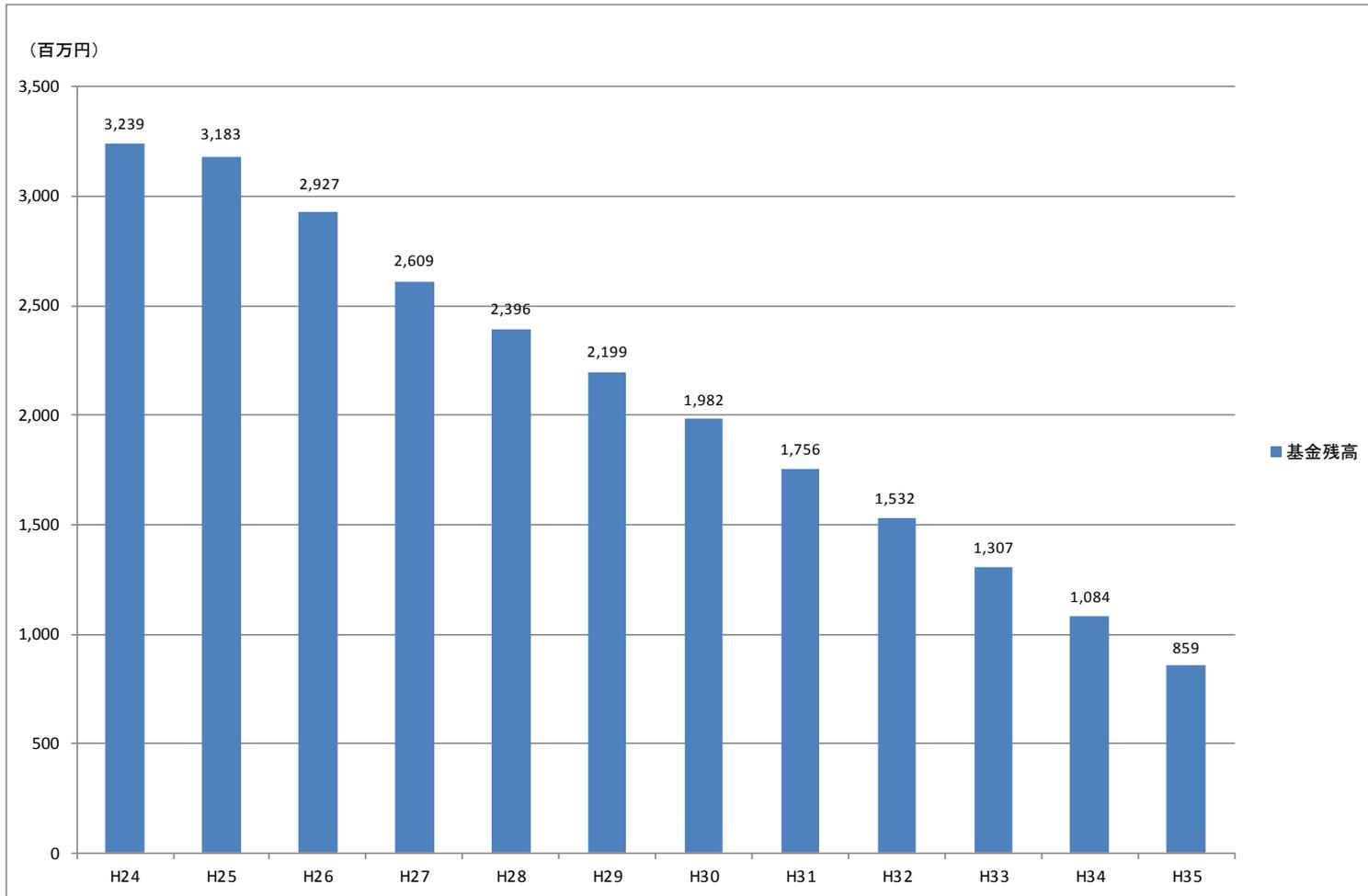
資本的収支の現状見通し ②

資本的支出【水道管の布設や施設等の改良、固定資産の購入など投資活動で発生する支出】(税込額)

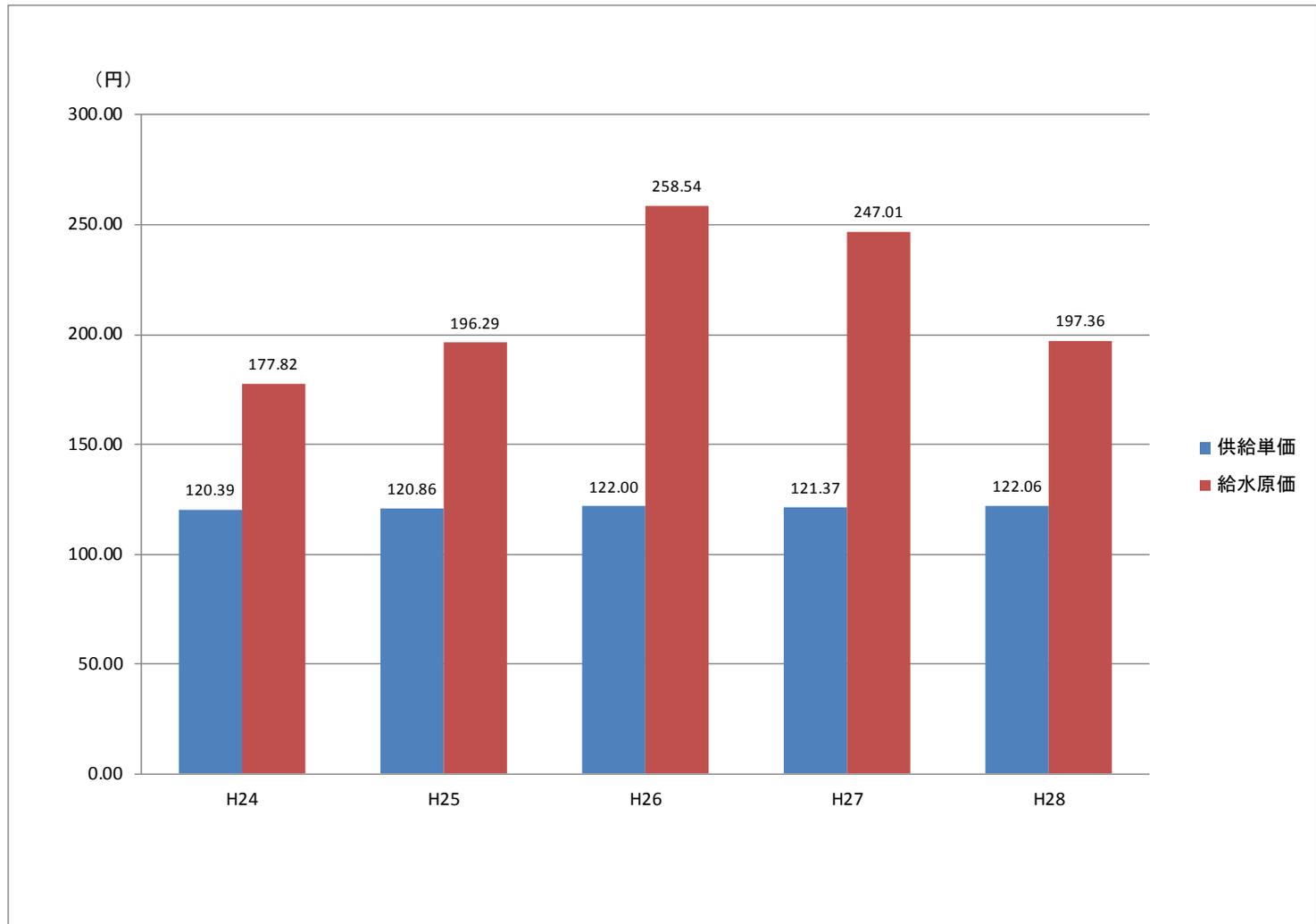


* 平成26～28年度は決算額、平成29年度は予算額、平成30年度以降は見込額

基金残高の推移



給水原価と供給単価の推移



* 供給単価: 有収水量1m³あたりに得る料金収入

* 給水原価: 有収水量1m³あたりに費やす費用

京都府営水道受水費の動向

(単位:円/㎥)

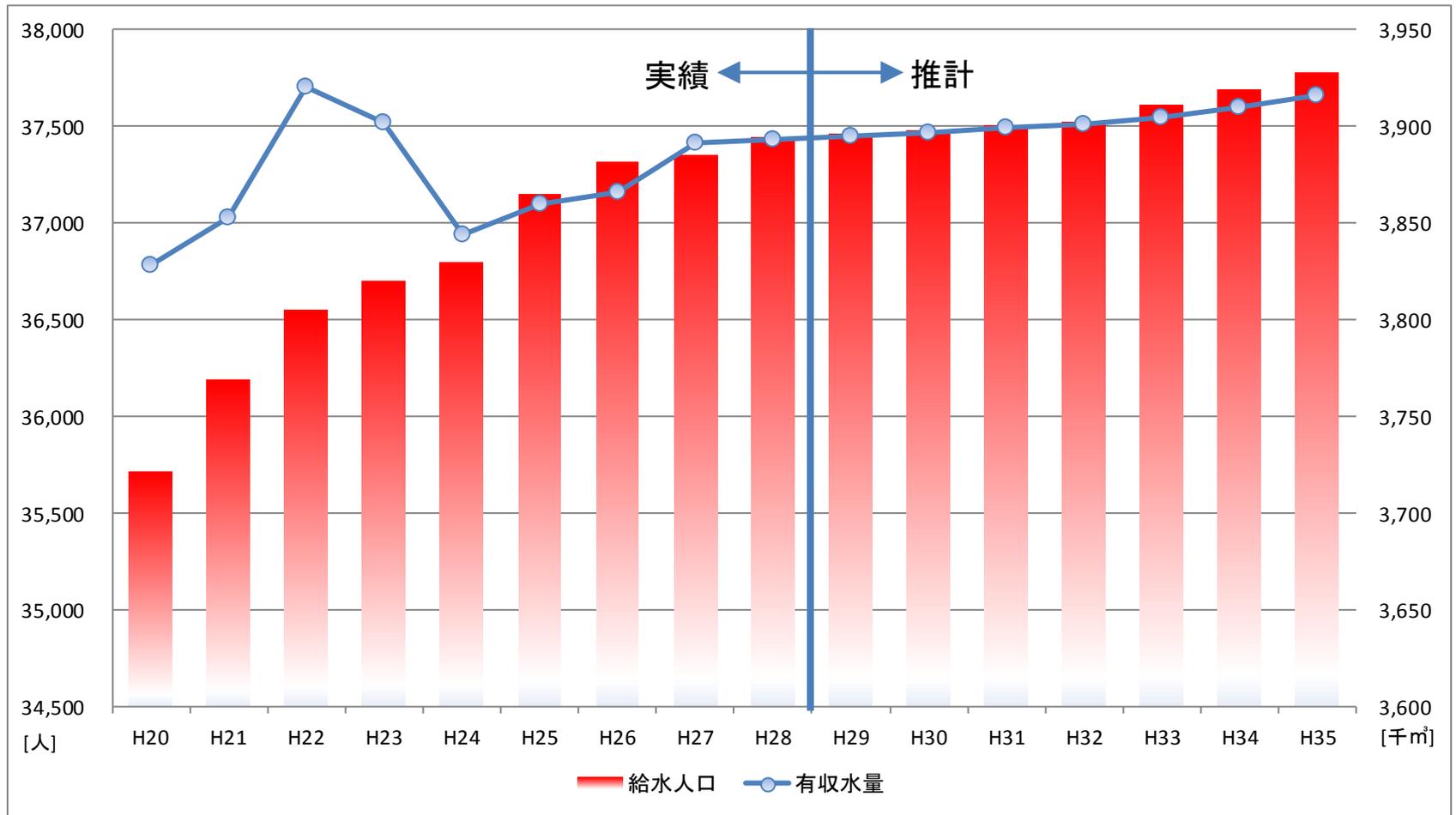
水系	料金種別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
木津系	建設負担料金	86	86	86	86	86	86	86	75	75	75	71	66
	使用料金	39	39	39	39	39	39	39	36	36	36	34	20
	超過料金	356	356	356	356	356	356	356	218	218	218	208	219
宇治系	建設負担料金	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43	41	41
	使用料金	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	18	18
	超過料金	135	135	135	135	135	135	135	147	147	147	140	140
乙訓系	建設負担料金	92	92	92	92	87	87	87	77	77	77	73	66
	使用料金	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	34	20
	超過料金	251	251	251	251	199	199	199	255	255	255	243	219

水系	料金種別	H28	H29	H30	H31
木津系	建設負担料金	66	66	66	66
	使用料金	20	20	20	20
	超過料金	219	219	219	219
宇治系	建設負担料金	44	44	44	44
	使用料金	20	20	20	20
	超過料金	164	164	164	164
乙訓系	建設負担料金	66	66	66	66
	使用料金	20	20	20	20
	超過料金	219	219	219	219

* 木津系(精華町、木津川市、京田辺市)、宇治系(宇治市、城陽市、八幡市、久御山町)、乙訓系(向日市、長岡京市、大山崎町)

* H26以降の料金単価は税抜

給水人口及び有収水量予測

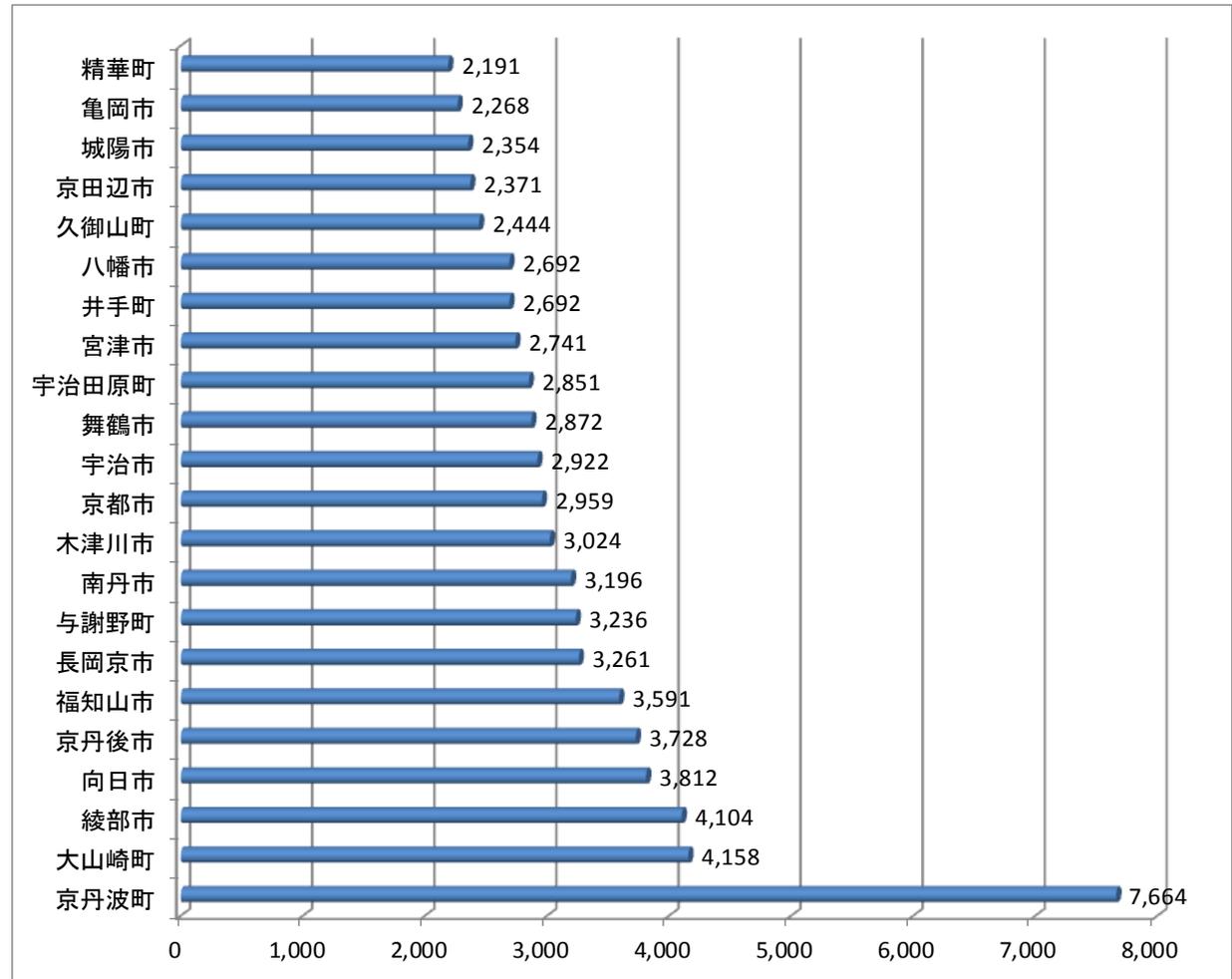


京都府下の上水道料金一覧

1ヶ月20m³(口径20mm)を使用した場合

市町	上水道料金
精華町	2,191
亀岡市	2,268
城陽市	2,354
京田辺市	2,371
久御山町	2,444
井手町	2,692
八幡市	2,692
宮津市	2,741
宇治田原町	2,851
舞鶴市	2,872
宇治市	2,922
京都市	2,959
木津川市	3,024
南丹市	3,196
与謝野町	3,236
長岡京市	3,261
福知山市	3,591
京丹後市	3,728
向日市	3,812
綾部市	4,104
大山崎町	4,158
京丹波町	7,664

*平成29年4月調べ



単位:円/月(税込)

上水道料金について

上水道料金見直しの背景

内的要因

- ・普及率 約99.74% → 使用者の増加は遞増的
- ・安心・安全なサービスの継続的な提供
→サービス水準の維持には一定の資金が必要
- ・施設等の老朽化・劣化の進行
→更新や耐震化など一定の投資が必要
- ・料金収入が費用に対し不足 → 基金の繰入れに頼らざるを得ない状況
- ・適正な料金水準の検討

外的要因

- ・節水機器の普及拡大 → 料金の増収は見込み薄
- ・消費税の増税や物価の上昇 → 消費者への負担の増加
- ・突発的な自然災害 → 災害支援活動・復旧工事等への臨時支出
- ・学研狛田地域の開発予定はあるものの、今後大きな開発は見込めない
- ・京都府営水道の水道料金改定の動向を注視

上水道料金の基本原則

地方公営企業法

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保できるものでなければならない。

水道法

(供給規程)

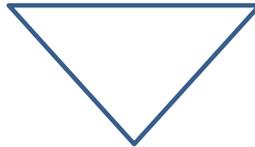
第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 二 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 貯水槽水道(水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。)が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 ～ 7 省略

上水道料金算定の流れ

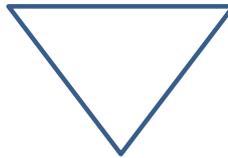
1 事業計画・財政計画の策定

- ・上水道事業継続のための今後必要な投資額の見通し(収支見積)
- ・今後の料金収入、基金残高、企業債残高の見通し



2 料金算定期間の設定と料金水準の検討

- ・公共的、安定的な上水道事業を念頭にした料金算定期間を決定
- ・料金算定期間内の事業財源として料金収入を決定



3 料金体系の設定

- ・使用者構成に基づく、適正料金収入体系の決定

上水道料金算定期間の設定

上水道料金算定の原則 (2015年度版 公益社団法人 日本水道協会)

- ・日常生活に密着した公共料金
- ・できる限り安定制を保持
- ・長期間での予測は不確実性を伴う
- ・使用料金の算定期間は、一般的には3年から5年程度が適当
- ・事業計画の変更や物価の変動など、財政に大きな影響を及ぼす事情を考慮

上水道料金水準の検討

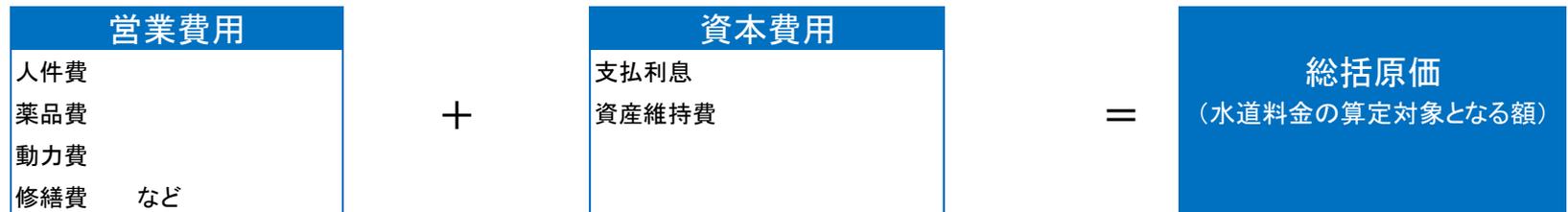
上水道事業を行うための経費

・水道施設を維持管理するために必要な費用(営業費用)

…人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、委託料及び手数料等

・今後の設備投資や施設更新のための費用(資本費用)

…支払利息、資産維持費



上水道料金体系の現状①

2部料金制

料金が使用水量にかかわらず一律である「基本料金」と使用水量に応じて支払額が変動する「従量料金」の2部から構成される料金制度

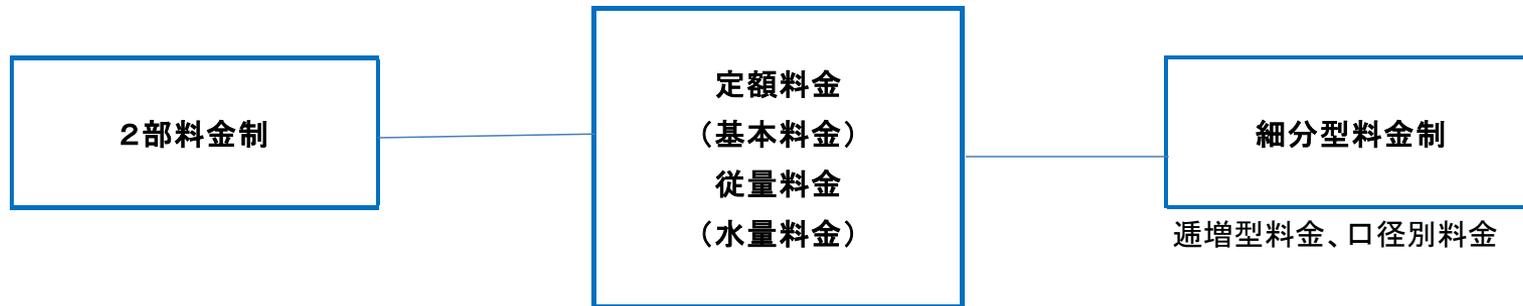
基本料金

各使用者が水使用の有無にかかわらず徴収される料金

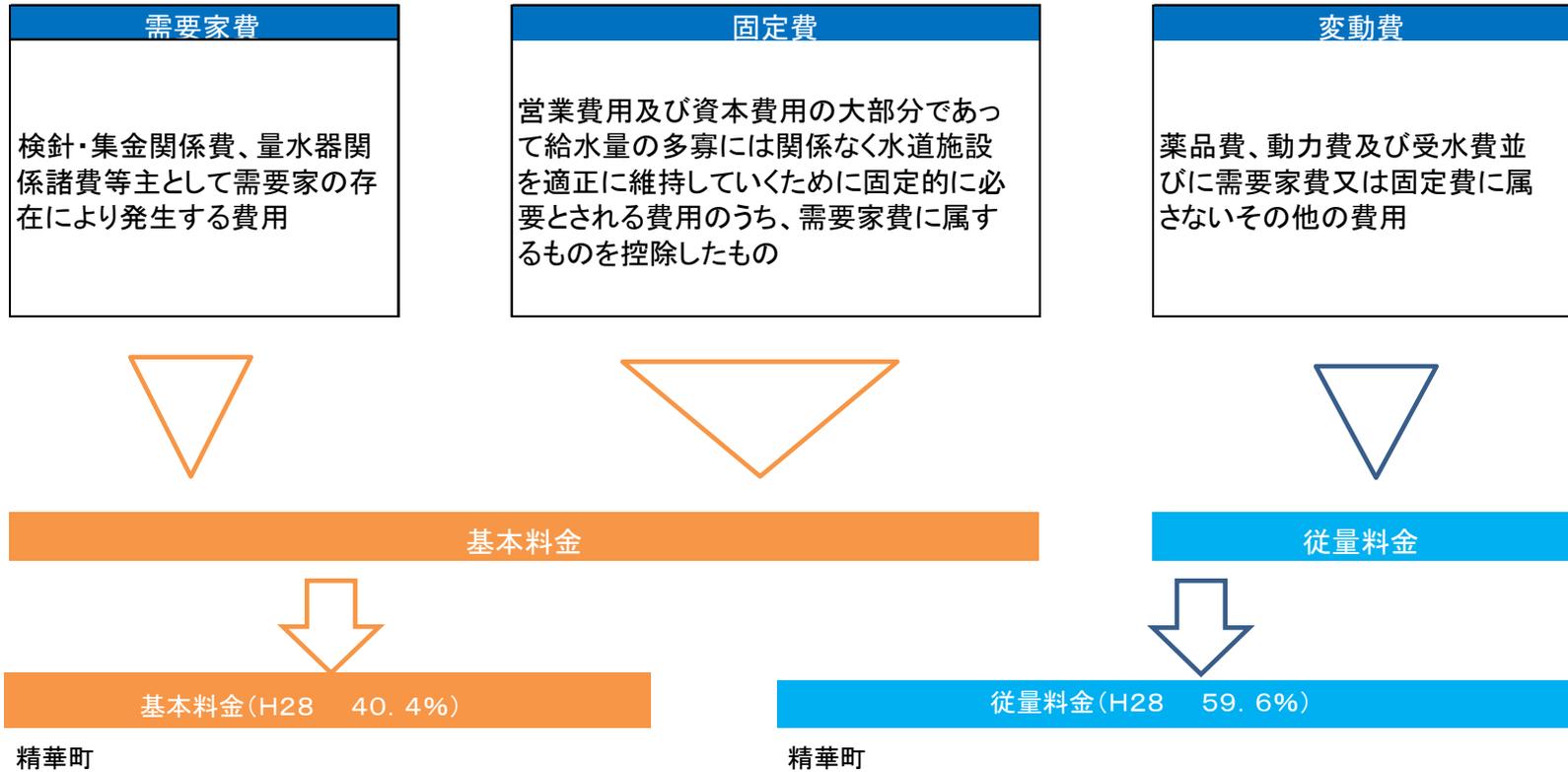
従量料金

実使用水量に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収される料金

上水道料金体系の現状①:参考



上水道料金体系の現状②



上水道料金体系の現状③

料金体系が抱える問題点

基本料金

・基本料金には、公衆衛生上生活に必要な水使用を促すことを目的として、「基本料金」に10立法メートルの基本水量制を採用しているが、近年節水意識の定着、節水型水使用機器の普及等により1人1日当たりの使用水量が減少傾向にあることから、現行の基本料金について検討する必要がある

従量料金

・使用水量が多くなるほど1m³あたりの料金が段階的に高くなる逓増型従量料金制
・年々増加する給水人口に比べ、水道使用者の節水意識の高まりから1人1日当たりの使用水量が減少傾向にあることが、従量料金収入に影響を及ぼしている